

大阪府被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、府の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、大阪府被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したものをいう。

(府の事前準備)

第3条 府は、危険度判定の実施に関する事項について、府内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 府は、宅地判定士を養成する講習会の実施に対し必要な支援を行う。
- 3 府は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 府は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 5 府は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、府と協議し、調整に努める。

2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。

3 市町村は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、府及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長からの支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長からの支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請する。

(資機材の調達及び備蓄)

第 9 条 府、市町村及び関係団体は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第 10 条 知事は、他の都道府県知事からの危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

(宅地判定士名簿)

第 11 条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。なお、平成 10 年 8 月 27 日に開催された「大阪府被災宅地危険度判定士養成講習会」の修了者が、認定登録申請する場合には、従前の要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 31 日から施行する。